

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-補-023-08 改 01
提出年月日	2023年6月14日

設計基準対象施設のクラス別施設に関する設置変更許可
及び建設時工事計画認可からの変更点

2023年6月

中国電力株式会社

目 次

1. 概要	1
2. 設置変更許可からの変更点	1
3. 建設時工事計画認可からの耐震重要度分類の変更点	8

添 付 資 料

添付資料1 設置変更許可時からの変更点

1. 概要

本資料は、VI-2-1-4「耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」のうち、「表 2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設」について、設置変更許可段階からの変更点を整理するとともに、建設時工事計画認可からの耐震重要度分類の変更点を整理したものである。

2. 設置変更許可からの変更点

「島根原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請（2号発電用原子炉施設の変更）本文及び添付書類の一部補正について」（令和3年9月15日許可）からの変更点及び変更理由について、表1のとおり整理した。（変更箇所の詳細は添付資料1参照）

表1 設置変更許可審査からの変更点 (1/8)

	変更前 (令和3年9月15日設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応 ページ
①	1号炉	1号機	工事計画認可申請名称への変更	14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23
②	その他	2号機南側切取斜面	記載の拡充 (波及的影響を考慮すべき施設を具体的に記載)	14, 19
③	その他	2号機西側切取斜面	同上	14, 19
④	原子炉浄化系補助熱交換器	その他* ¹⁰	「その他* ¹⁰ 」に集約し記載	15, 16, 17, 18, 20, 23
⑤	グラウンド蒸気排ガスフィルタ	その他* ¹⁰	同上	15, 16, 17, 18, 20, 23
⑥	—	復水貯蔵タンク遮蔽壁	設計進捗に伴う変更 (上位クラス施設であるB-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽の設計進捗に伴う追加)	15, 16, 17, 18, 20, 23
⑦	その他	その他* ¹⁰	記載の拡充 (今回工事計画認可段階で波及的影響を考慮すべき施設が明確になったことに伴い「その他* ¹⁰ 」に具体的に記載)	15, 16, 17, 18, 20, 23

表1 設置変更許可審査からの変更点 (2/8)

	変更前 (令和3年9月15日設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応 ページ
⑧	サプレッション・チェンバ	サプレッションチェンバ	工事計画認可申請名称への変更	17, 18, 20
⑨	—	格納容器空気置換排風機	記載の適正化 (上位クラス施設である原子炉棟空調換気系入口隔離弁は「原子炉格納容器バウンダリに属する配管・弁」に該当するためクラス別施設(vii)から(vi)へ移動)	19
⑩	サプレッション・プール	サプレッションプール	工事計画認可申請名称への変更	20
⑪	非常用ガス処理系(排気管含む)	非常用ガス処理系(排気筒(非常用ガス処理系用)含む)	同上	20
⑫	格納容器空気置換排風機	—	記載の適正化 (上位クラス施設である原子炉棟空調換気系入口隔離弁は「原子炉格納容器バウンダリに属する配管・弁」に該当するためクラス別施設(vii)から(vi)へ移動。⑨関連)	20
⑬	—	復水輸送系配管	記載の拡充 (波及的影響を考慮すべき施設を具体的に記載)	20
⑭	—	復水系配管	同上	20
⑮	—	高光度航空障害灯管制器	同上	20

表1 設置変更許可審査からの変更点 (3/8)

	変更前 (令和3年9月15日設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応 ページ
⑯	タービン補機冷却系熱交換器	その他* ¹¹	「その他* ¹¹ 」に集約し記載	21
⑰	—	循環水系配管	記載の拡充 (波及的影響を考慮すべき施設を具体的に記載)	21
⑱	その他	その他* ¹¹	記載の拡充 (今回工事計画認可段階で波及的影響を考慮すべき施設が明確になったことに伴い、「その他* ¹¹ 」に具体的に記載)	21
⑲	—	防波壁(西端部)周辺斜面	記載の拡充 (波及的影響を考慮すべき施設を具体的に記載)	23
㉔	B	B* ¹³	記載の適正化 (直接支持構造物についても逃がし安全弁排気管と同一の設計方針を適用することを明確化)	24
㉕	S d	S s	記載の適正化 (逃がし安全弁排気管はS s機能維持する方針であるため、その間接支持構造物についても検討用地震動を「S s」とすることを明確化)	24

表1 設置変更許可審査からの変更点 (4/8)

	変更前 (令和3年9月15日設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応 ページ
22	—	復水貯蔵タンク基礎	記載の拡充 (復水貯蔵タンクの間接支持構造物として明確化)	25
23	—	補助復水貯蔵タンク基礎	記載の拡充 (補助復水貯蔵タンクの間接支持構造物として明確化)	25
24	—	当該設備を支持する構造物	記載の適正化 (建物以外の支持構造物の考慮について明確化)	28
25	(注8) 非常用電源の燃料油系を支持する構造物とは、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎、屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)、屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)及び排気筒をいう。	*8 : 非常用電源の燃料油系を支持する構造物とは、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽、屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)、屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)、排気筒の基礎及び屋外配管ダクト(タービン建物～放水槽)をいう。	工事計画認可申請名称への変更及び記載の拡充 (今回工事計画認可段階で非常用電源の燃料油系を支持する構造物を具体的に記載)	29
26	(注9) 建物開口部の竜巻防護対策設備は比較的大型の鋼製構造物であり、建物の上部に設置されているため、上位クラス施設は特定しないが、波及的影響を考慮すべき施設とする。	*9: 防護対策設備とは、取水槽海水ポンプエリア防護対策設備、取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備及びディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備をいう。	記載の拡充 (今回工事計画認可段階で波及的影響を考慮すべき防護対策設備を具体的に記載)	29

表1 設置変更許可審査からの変更点 (5/8)

	変更前 (令和3年9月15日設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応 ページ
27	—	*10: 燃料プール冷却ポンプ室冷却機, 原子炉浄化系補助熱交換器, タービン補機海水系配管, 給水系配管, タービンヒータドレン系配管, 液体廃棄物処理系配管, 床ドレン系配管, グランド蒸気排ガスフィルタ, 消火系配管, 2号機南側切取斜面, 2号機西側切取斜面, ディーゼル燃料貯蔵タンク室及び循環水ポンプ渦防止板が含まれる。	記載の拡充 (今回工事計画認可段階で波及的影響を考慮すべき施設を「その他*10」に具体的に記載)	29
28	—	*11: タービン補機海水系配管, 給水系配管, タービンヒータドレン系配管, 液体廃棄物処理系配管, 床ドレン系配管, 消火系配管, タービン補機冷却系熱交換器, タービン補機海水ストレーナ, 2号機南側切取斜面, 2号機西側切取斜面, 防波壁(東端部)周辺斜面, 防波壁(西端部)周辺斜面及びディーゼル燃料貯蔵タンク室が含まれる。	記載の拡充 (今回工事計画認可段階で波及的影響を考慮すべき施設を「その他*11」に具体的に記載)	29

表1 設置変更許可審査からの変更点 (6/8)

	変更前 (令和3年9月15日設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応 ページ
⑳	<p>(注11) 地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はベント管を通してサプレッション・チェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動S_sに対し破損しないことを確認する。</p>	<p>*13：地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はベント管を通してサプレッションチェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動S_sに対してドライウェル内の逃がし安全弁排気管が破損しないことを確認する。 また、逃がし安全弁排気管がサプレッションチェンバ内の気相部で破損した場合、放出された蒸気は十分に凝縮することができないため、サプレッションチェンバ内の逃がし安全弁排気管をSクラスとして設計する。</p>	<p>記載の適正化 (逃がし安全弁排気管について、サプレッションチェンバ内はSクラスとして設計することを明確化)</p>	29
㉑	中央制御室天井照明	中央制御室天井設置設備	工事計画認可申請名称への変更	14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 23

表1 設置変更許可審査からの変更点 (7/8)

	変更前 (令和3年9月15日設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応 ページ
③①	—	仮設耐震構台	設計進捗に伴う変更 (今回工事計画認可段階で設計及び配置が確定したことに伴う追加)	14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 23
③②	—	建物開口部竜巻防護対策設備	記載の拡充 (今回工事計画認可段階で上位クラス施設を明確にしたため波及的影響を考慮すべき施設の列に記載)	14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 23
③③	—	土留め工(親杭)	設計進捗に伴う変更 (今回工事計画認可段階で設計及び配置が確定したことに伴う追加)	14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 23
③④	竜巻防護対策設備(注9)	防護対策設備*9	工事計画認可申請名称への変更	15, 16, 17, 18, 20, 21, 23
③⑤	チャンネル・ボックス	チャンネルボックス	同上	16

表1 設置変更許可審査からの変更点 (8/8)

	変更前 (令和3年9月15日設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応 ページ
⑳	当該設備の冷却系 (原子炉補機冷却系, 高圧炉心スプレィ補機冷却系)	当該設備の冷却系 (原子炉補機冷却系 (原子炉補機海水系を含む), 高圧炉心スプレィ補機冷却系 (高圧炉心スプレィ補機海水系を含む))	記載の拡充 (原子炉補機海水系及び高圧炉心スプレィ補機海水系について明確化)	17, 18
㉑	原子炉棟	原子炉建物原子炉棟 (二次格納施設)	工事計画認可申請名称への変更	20
㉒	当該設備の冷却系 (原子炉補機冷却系)	当該設備の冷却系 (原子炉補機冷却系 (原子炉補機海水系を含む))	記載の拡充 (原子炉補機海水系について明確化)	20
㉓	—	屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒)	記載の拡充 (非常用ガス処理系の間接支持構造物について明確化)	20
㉔	—	排気筒の基礎	同上	20
㉕	除じん系 (浸水防止機能を有する部分)	—	設計進捗に伴う変更 (今回工事計画認可段階で当該施設を移設する方針としたため削除)	21
㉖	取水槽海水ポンプエリア防水壁	—	設計進捗に伴う変更 (今回工事計画認可段階で当該施設を取水槽海水ポンプエリア防護対策設備に含まれるとしたため削除)	23
㉗	1号炉取水槽ピット部	1号機取水槽ピット部及び1号機取水槽漸拡ダクト部底版	工事計画認可申請名称への変更	23

3. 建設時工事計画認可からの耐震重要度分類の変更点

建設時工事計画認可からの耐震重要度分類が変更となった設備は、大別して以下の 3 ケースのものがある。

- ① 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の新規追加（Sクラス）
- ② 非常用ディーゼル発電機等の燃料を貯蔵する設備の格上げ（C→Sクラス）
- ③ 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴う変更（A→Sクラス）

それぞれの対象設備を表 2-1 に示す。また、耐震重要度分類の変更ではないが、検討用地震動が変更になった設備を表 2-2 に示す。

なお、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴い、建設時工認において A s クラス又は A クラスとしていた設備は、今回工認においては S クラスに整理される。耐震重要度分類が A クラスだった設備は、建設時工認においては基準地震動 S₁ による評価を実施していたが、今回工認においては、S クラスに分類されることから基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d による評価を実施する。

表 2-1 建設時工事計画認可から耐震重要度分類が変更となった設備 (1/3)

	設備名称	備考
<p>① 津波防護施設、 浸水防止設備及び 津波監視設備の新 規追加 (Sクラス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防波壁 ・ 防波壁通路防波扉 ・ 1号機流路縮小工 ・ 屋外排水路逆止弁 ・ 防水壁 ・ 水密扉 ・ 床ドレン逆止弁 ・ 隔離弁 ・ ポンプ ・ 配管 ・ 貫通部止水処置 ・ 取水槽水位計 ・ 津波監視カメラ ・ タービン補機海水系隔離システム 	
<p>② 非常用ディーゼ ル発電機等の燃料 を貯蔵する設備の 格上げ (C→Sクラス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃 料移送ポンプ ・ 非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃 料移送ポンプ ・ 非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃 料貯蔵タンク ・ 非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃 料貯蔵タンク ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 デ ィーゼル燃料移送ポンプ ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 デ ィーゼル燃料貯蔵タンク ・ 関連配管・弁 	

表 2-1 建設時工事計画認可から耐震重要度分類が変更となった設備 (2/3)

	設備名称	備考
<p>③ 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴う変更 (A→Sクラス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力容器内部構造物 ・逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ ・関連配管・弁（主蒸気系） ・関連配管・弁（残留熱除去系のうち、低圧炉心注水モード運転、格納容器冷却モード運転及び格納容器スプレイモード運転に必要な設備） ・低圧炉心スプレイポンプ ・低圧炉心スプレイ系ストレーナ ・関連配管・弁（低圧炉心スプレイ系） ・ほう酸水注入ポンプ ・ほう酸水貯蔵タンク ・関連配管・弁（ほう酸水注入系） ・中性子源領域計装 ・中間領域計装 ・出力領域計装 ・中央制御室遮蔽（1号機設備, 1, 2号機共用） ・中央制御室送風機 ・中央制御室非常用再循環送風機 ・中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ ・原子炉建物原子炉棟（二次格納施設） ・真空破壊装置 ・ダウンコマ ・ベント管 ・ベント管ベローズ ・ベントヘッド ・ドライウェルスプレイ管 ・サプレッションチェンバースプレイ管 ・非常用ガス処理系排風機 ・非常用ガス処理系前置ガス処理装置フィルタ ・非常用ガス処理系後置ガス処理装置フィルタ ・排気筒（非常用ガス処理系用） ・関連配管・弁（非常用ガス処理系） ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置ブロワ ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器 	

表 2-1 建設時工事計画認可から耐震重要度分類が変更となった設備 (3/3)

	設備名称	備考
③ 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴う変更 (A→Sクラス)	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置再結合器 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置冷却器 ・関連配管・弁 (可燃性ガス濃度制御系) 	

表 2-2 検討用地震動が変更となった設備

	設備名称	備考
波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動の変更 (S ₁ →S _s)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物天井クレーン 	耐震重要度分類の変更ではないが、検討用地震動が変更となった設備として抽出

設置変更許可時からの変更点

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)			
		耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)	適用範囲	検討用 地震動 (注6)	
Sクラス (注7)	(1)原子炉冷却材圧力バウを構成する機器・配管系	S	原子炉圧力容器 ・原子炉冷却材圧力バウを構成する容器・配管・ポンプ・弁	S	隔離弁を用いるに必要な電気計装設備	S	原子炉圧力容器 ・支持スカート ・機器・配管・電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉圧力容器 ・ベアスタル ・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物	S	ガンマ線遮蔽壁 ・中央制御室及び照明 (30)	S	ガンマ線遮蔽壁 ・中央制御室及び照明 (30) ・1号機排気筒 (1) ・1号機原子炉建物 (1) ・1号機タービン建物 (1) ・1号機廃棄物処理建物 (1) ・その他の (2), (3)
		S				S		S		S		S	

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)	
		耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)	適用範囲
Sクラス (注7)	(1)原子炉冷却材圧力バウを構成する機器・配管系	S	原子炉圧力容器 ・原子炉冷却材圧力バウを構成する容器・配管・ポンプ・弁	S	隔離弁を用いるに必要な電気計装設備	S	原子炉圧力容器 ・支持スカート ・機器・配管・電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉圧力容器 ・ベアスタル ・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物	S	ガンマ線遮蔽壁 ・中央制御室及び照明 (30) ・1号機排気筒 (1) ・1号機原子炉建物 (1) ・1号機タービン建物 (1) ・1号機廃棄物処理建物 (1) ・2号機燃料側切取斜面 (2) ・2号機燃料側切取斜面 (3) ・仮設耐震構台 (4) ・建物開口部埋め砂 ・廃棄物処理 (5) ・土留め工 (埋込) (6)
		S				S		S		S	

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表 1 の左端の番号に対応している

設置変更許可

新規重要度分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)		
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
Sクラス (注7)	(b) 使用済燃料を貯蔵するための施設	・燃料プール ・使用済燃料貯蔵ラック	S	・燃料プール水補給設備 (残留熱除去系 (燃料プール水の補給に必要な設備)) ・非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む。	S	・機器・配管・電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 (注8) ・取水槽	S	・原子炉建物天井 クレーン ・燃料取扱機 ・制御棒貯蔵ハンガ ・チャーンネル着脱装置 ・耐火障壁 ・中央制御室天井照 明 ^⑩ ・チャーンネル取扱ブ ーム ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ^④ ・グラント下蒸気排ガ スフィルタ ^⑤ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ^① ・1号炉原子炉建物 ^① ・1号炉タービン建 物 ^① ・1号炉廃棄物処理 建物 ^① ・廃棄物 ^① ・電送防護室 ^⑧ (注9) ^⑧ ・その他 ^⑦	S	S
			S									

今回工事計画認可

新規重要度分類	クラス別施設	主要設備 ^{*1}		補助設備 ^{*2}		直接支持構造物 ^{*3}		間接支持構造物 ^{*4}		波及的影響を考慮すべき施設 ^{*5}		
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
Sクラス ^{*7}	(b) 使用済燃料を貯蔵するための施設	・燃料プール ・使用済燃料貯蔵ラック	S	・燃料プール水補給設備 (残留熱除去系 (燃料プール水の補給に必要な設備)) ・非常用電源及び計装設備 (ダイゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む)	S	・機器・配管・電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*6} ・取水槽	S	・原子炉建物天井 クレーン ・燃料取扱機 ・制御棒貯蔵ハンガ ・チャーンネル着脱装置 ・耐火障壁 ・中央制御室天井設 置設備 ^⑩ ・チャーンネル取扱ブ ーム ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号機排気筒 ^① ・1号機原子炉建物 ^① ・1号機タービン建 物 ^① ・1号機廃棄物処理 建物 ^① ・防護対策設備 ^⑧ (注9) ^⑧ ・電送防護室 ^⑧ ・その他 ^⑦	S	S
			S									

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
 ○数字は表 1 の左端の番号に対応している

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)		
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
Sクラス (注7)	(iii) 原子炉の緊急停止のため、急激に負の反応度を付加するための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設	制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系(スクラム機能に関する部分)・ほう酸水注入系	S	炉心支持構造物 ・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系、補助設備を含む) ・チェーンネル、ボックス ^⑤	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物(注8) ・取水槽	S	耐火壁 ・中央制御室天井照明 ^③ ・原子炉炉心七系補助熱交換器 ^④ ・グラウンド系放射ガスイアルタ ^⑤ ・取水槽カントリクレーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ^① ・1号炉原子炉建物 ^① ・1号炉タービン建物 ^① ・1号炉廃棄物処理建物 ^① ・廃棄物貯蔵施設 ^② (注9) ^③ ・その他 ^⑦	S	S
			S		S		S		S		S	

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{*1}		補助設備 ^{*2}		直接支持構造物 ^{*3}		間接支持構造物 ^{*4}		波及的影響を考慮すべき施設 ^{*5}		
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
Sクラス ^{*7}	(iii) 原子炉の緊急停止のため、急激に負の反応度を付加するための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設	制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系(スクラム機能に関する部分)・ほう酸水注入系	S	炉心支持構造物 ・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系、補助設備を含む) ・チェーンネルボックス ^⑤	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{**} ・取水槽	S	耐火壁 ・中央制御室天井設置設備 ^③ ・取水槽カントリクレーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ^① ・1号炉原子炉建物 ^① ・1号炉タービン建物 ^① ・1号炉廃棄物処理建物 ^① ・廃棄物貯蔵施設 ^② (注9) ^③ ・その他 ^⑦	S	S
			S		S		S		S		S	

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表1の左端の番号に対応している

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)			
		耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)	適用範囲	検討用 地震動 (注6)	
Sクラス (注7)	(w) 原子炉停止 後、炉心から崩 壊熱を除去す るための施設	S	原子炉隔離時冷 却系 ・高圧炉心スプレ イ系 ・残留熱除去系 (原子炉停止時 冷却モード運転 に必要な設備) ・冷却水測として のサブレンジョン・ チェーンバ⑧	S	当該設備の冷却 系(原子炉補機 冷却系、高圧炉 心スプレイ系補 機冷却系)⑤⑥ ・炉心支持構造物 ・非常用電源及び 計表設備(アイ ゼル発電機及び ひその冷却系・ 補助設備を含 む) ・当該施設の機能 維持に必要な換 気空調設備	S	機器・配管・電 気計表設備等の 支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物(注8) ・取水槽	S	耐火壁 ・中央制御室天井照 明③ ・原子炉浄化系補助 熱交換器④ ・グラウンド蒸気排ガ スファイタ⑤ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒① ・1号炉原子炉建物① ・1号炉タービン建 物① ・1号炉廃棄物処理 建物① ・屋蓋防護対策設備 (注9)④ ・その他⑦	S	耐火壁 ・中央制御室天井照 明③ ・原子炉浄化系補助 熱交換器④ ・グラウンド蒸気排ガ スファイタ⑤ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒① ・1号炉原子炉建物① ・1号炉タービン建 物① ・1号炉廃棄物処理 建物① ・屋蓋防護対策設備 (注9)④ ・その他⑦

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5			
		耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)	適用範囲	検討用 地震動 (注6)	
Sクラス *7	(w) 原子炉停止 後、炉心から崩 壊熱を除去す るための施設	S	原子炉隔離時冷 却系 ・高圧炉心スプレ イ系 ・残留熱除去系 (原子炉停止時 冷却モード運転 に必要な設備) ・冷却水測として のサブレンジョン チェーンバ⑧	S	当該設備の冷却 系(原子炉補機 冷却系、原子炉 補機海水系を含 む)、高圧炉心ス プレイ補機冷却 系(高圧炉心ス プレイ補機海水 系を含む)⑤⑥ ・炉心支持構造物 ・非常用電源及び 計表設備(アイ ゼル発電機及 びその冷却系・ 補助設備を含 む) ・当該施設の機能 維持に必要な換 気空調設備	S	機器・配管・電 気計表設備等の 支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物*8 ・取水槽	S	耐火壁 ・中央制御室天井設 置設備⑤⑥ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒① ・1号炉原子炉建物① ・1号炉タービン建 物① ・1号炉廃棄物処理 建物① ・防護対策設備*9④ ・炉心防護タンク蒸 気壁⑥ ・飯沼副露構台⑪ ・飯沼開口部電送防 護対策設備⑫ ・土留め工(観航)⑬ ・その他*10 ④、⑤、⑦	S	耐火壁 ・中央制御室天井設 置設備⑤⑥ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒① ・1号炉原子炉建物① ・1号炉タービン建 物① ・1号炉廃棄物処理 建物① ・防護対策設備*9④ ・炉心防護タンク蒸 気壁⑥ ・飯沼副露構台⑪ ・飯沼開口部電送防 護対策設備⑫ ・土留め工(観航)⑬ ・その他*10 ④、⑤、⑦

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表1の左端の番号に対応している

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Sクラス (注7)	(v) 原子炉冷却材圧力バウンス破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	・非常用炉心冷却系 1) 高圧炉心スプレイ系 2) 低圧炉心スプレイ系 3) 残留熱除去系 (低圧注水モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧系 ・冷却水源として ① プリアラジウム ② ナチエンバ	S	・当該設備の冷却系 (原子炉補機冷却系、高圧炉心スプレイ系) ① ・非常用電源及び計装設備 (アイゼル発電機及びその冷却系、補助設備を含む) ・中央制御室遮断及び中央制御室換気系 ・当該施設の機能維持に必要な換気空調設備	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 (注8) ・取水槽	S S S S S S S S S S	・耐火障壁 ・中央制御室天井照明 ① ・原子炉浄化系補助熱交換器 ④ ・グラフト蒸気排ガ ⑤ ・取水槽アントリク レーン ・除じん機 ① ・1号炉原子炉建物 ① ・1号炉タービン建物 ① ・1号炉廃棄物処理建物 ① ・竜巻防護対策設備 (注9) ⑧ ・その他 ⑦	S S S S S S S S S S S S S S S S

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{※1}		補助設備 ^{※2}		直接支持構造物 ^{※3}		間接支持構造物 ^{※4}		波及的影響を考慮すべき施設 ^{※5}	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Sクラス ^{※7}	(v) 原子炉冷却材圧力バウンス破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	・非常用炉心冷却系 1) 高圧炉心スプレイ系 2) 低圧炉心スプレイ系 3) 残留熱除去系 (低圧注水モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧系 ・冷却水源として ① プリアラジウム ② ナチエンバ	S	・当該設備の冷却系 (原子炉補機冷却系、高圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ補機海水系を含む)、高圧炉心スプレイ補機冷却系 (高圧炉心スプレイ補機海水系を含む) ① ・非常用電源及び計装設備 (アイゼル発電機及びその冷却系、補助設備を含む) ・中央制御室遮断及び中央制御室換気系 ・当該施設の機能維持に必要な換気空調設備	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{※8} ・取水槽	S S S S S S S S S S	・耐火障壁 ・中央制御室天井設備 ① ・取水槽アントリクレーン ・除じん機 ① ・1号機原子炉建物 ① ・1号機タービン建物 ① ・1号機廃棄物処理建物 ① ・防風対策設備 ④ ・復水行儀タンク遮断壁 ⑥ ・仮設耐震構台 ⑧ ・建物開口部竜巻防護対策設備 ⑨ ・土留め工 (埋込) ⑩ ・その他 ④、⑤、⑦	S S

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表 1 の左端の番号に対応している

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{#1} (注1)		補助設備 ^{#2} (注2)		直接支持構造物 ^{#3} (注3)		間接支持構造物 ^{#4} (注4)		波及的影響を 考慮すべき施設 ^{#5} (注5)		
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲
Sクラス (注7)	(a)原子炉冷却材圧力バウンス破損事故の際に圧力降下と放射線物質の放射能を直接防ぐための施設	原子炉格納容器 ・原子炉格納容器バウンダリに属する配管・弁	S	・隔離弁を閉じ、るに必要な電気計装設備	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物	S	原子炉ウエルン ・ールドアラゲ ・中央制御室天井照 明 ^⑩	S	原子炉ウエルン ・ールドアラゲ ・中央制御室天井照 明 ^⑩ ・1号炉排気筒 ^① ・1号炉原子炉建物 ^① ・1号炉タービン建 物 ^① ・1号炉廃棄物処理 建物 ^① ・その他 ^② 、 ^③

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{#1}		補助設備 ^{#2}		直接支持構造物 ^{#3}		間接支持構造物 ^{#4}		波及的影響を 考慮すべき施設 ^{#5}	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Sクラス ^{#1}	(a)原子炉冷却材圧力バウンス破損事故の際に圧力降下と放射線物質の放射能を直接防ぐための施設	原子炉格納容器 ・原子炉格納容器バウンダリに属する配管・弁	S	・隔離弁を閉じ、るに必要な電気計装設備	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物	S	原子炉ウエルン ・ールドアラゲ ・中央制御室天井設 置設備 ^⑩ ・格納容器受気置換 排風機 ^⑨ ・1号機排気筒 ^① ・1号機原子炉建物 ^① ・1号機タービン建 物 ^① ・1号機廃棄物処理 建物 ^① ・2号機排気筒切取斜 面 ^② ・2号機直筒切取斜 面 ^③ ・放射耐震構台 ^④ ・建物開口部電巻防 護対策設備 ^⑤ ・土留め工(覆杭) ^⑥	

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表 1 の左端の番号に対応している

設置変更許可

重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{#1} (注1)		補助設備 ^{#2} (注2)		直接支持構造物 ^{#3} (注3)		間接支持構造物 ^{#4} (注4)		放射的影響を考慮すべき施設 ^{#5} (注5)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Sクラス (注7)	(Ⅷ)放射能物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、Sクラス(Ⅷ)以外の施設	残留熱除去系(格納容器冷却モード及びサブレーション・ブール水冷却モード運転に必要な設備)	S	当該設備の冷却系(原子炉補給系) ^⑧	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	原子炉建物	S	耐火壁	S	
		可溶性ガス濃度制御系 ^⑨	S	当該施設の機能維持に必要な換気空調設備	S	原子炉処理系(排気管含む) ^⑩	S	制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 排気筒 非常用電源の燃料油系を支持する構造物(注8)	S	中央制御室天井照明 ^⑩	S
		原子炉建物原子炉格納容器圧力抑制装置(ベント管)	S		S		取水槽	原子炉格納容器空気の排風機 ^⑪	S	取水槽ガントリクレーン	S
		冷却水線としてのサブレーション・チェンバ ^⑧	S		S			主排気ダクト	S	除じん機	S
			S		S			1号炉排気筒 ^①	S	1号炉原子炉建物 ^①	S
			S		S			1号炉タービン建物 ^①	S	1号炉タービン建物 ^①	S
			S		S			1号炉廃棄物処理建物 ^①	S	排気筒モニタ室	S
			S		S			電巻防護対策設備(注9) ^⑫	S	その他 ^⑦	S

今回工事計画認可

重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{#1}		補助設備 ^{#2}		直接支持構造物 ^{#3}		間接支持構造物 ^{#4}		放射的影響を考慮すべき施設 ^{#5}	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Sクラス ^{#7}	(Ⅷ)放射能物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、Sクラス(Ⅷ)以外の施設	残留熱除去系(格納容器冷却モード及びサブレーション・ブール水冷却モード運転に必要な設備)	S	当該設備の冷却系(原子炉補給系) ^⑧	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	原子炉建物	S	耐火壁	S	
		可溶性ガス濃度制御系	S	当該施設の機能維持に必要な換気空調設備	S	原子炉処理系(排気管含む) ^⑩	S	制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 排気筒 非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{#6}	S	中央制御室天井照明 ^⑩	S
		原子炉建物原子炉格納容器圧力抑制装置(ベント管)	S		S		取水槽	原子炉格納容器空気の排風機 ^⑪	S	取水槽ガントリクレーン	S
		冷却水線としてのサブレーション・チェンバ ^⑧	S		S			主排気ダクト	S	除じん機	S
			S		S			1号炉排気筒 ^①	S	1号炉原子炉建物 ^①	S
			S		S			1号炉タービン建物 ^①	S	1号炉タービン建物 ^①	S
			S		S			1号炉廃棄物処理建物 ^①	S	排気筒モニタ室	S
			S		S			電巻防護対策設備(注9) ^⑫	S	その他 ^⑦	S

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表1の左端の番号に対応している

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		直接支持構造物 ^(注3)		間接支持構造物 ^(注4)		波及的影響を考慮すべき施設 ^(注5)	
		耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)	検討用 地震動 (注6)
Sクラス (注7)	(Ⅷ)津波防護機能 を有する施設及び浸水防 水防止機能を有する設 備	S	防波壁 ・防波壁通路防波扉 ・屋外排水防止弁 ・防水壁 ・水密扉 ・床ドレン逆止弁 ・貫通部止水処置 ・原子炉補機海水系 (浸水防止機能を 有する部分) ・高圧炉心スプレ イ補機海水系(浸水 防止機能を有す る部分) ・循環水系(浸水防 止機能を有する 部分) ・タービン補機海水 系(浸水防止機能 を有する部分) ・除じん系(浸水防 止機能を有する 部分) ^① ・液体廃棄物処理系 (浸水防止機能 を有する部分) ・1号炉取水槽流路 縮小工 ^①	S	隔離弁を閉とす るに必要な電気 計装設備	S	機器・配管等の 支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・タービン建物 ・取水槽 ・屋外配管ダクト (タービン建物 ～放水槽) ・1号炉取水槽北 側壁 ^①	S s	中央制御室天井照 明 ^④ ・タービン補機冷却 系熱交換器 ^⑫ ・取水槽オートリク レーン ・1号炉排気筒 ^① ・サイトベンガ建物 ^① ・1号炉原子炉建物 ^① ・1号炉タービン建 物 ^① ・1号炉廃棄物処理 建物 ^① ・廃棄防護貯蔵設備 (注9) ^④ ・取水槽海水ポンプ エリア防水壁 ^⑫ ・1号炉取水槽ピッ ト部 ^⑬ ・その他 ^⑮

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		直接支持構造物 ^(注3)		間接支持構造物 ^(注4)		波及的影響を 考慮すべき施設 ^(注5)	
		耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)	検討用 地震動 (注6)
Sクラス ^(注7)	(Ⅷ)津波防護機能 を有する施設及び浸水防 水防止機能を有する設 備	S	防波壁 ・防波壁通路防波 扉 ・屋外排水路逆止 弁 ・防水壁 ・水密扉 ・床ドレン逆止弁 ・貫通部止水処置 ・原子炉補機海水 系(浸水防止機能 を有する部分) ・高圧炉心スプレ イ補機海水系 (浸水防止機能 を有する部分) ・循環水系(浸水 防止機能を有す る部分) ・タービン補機海 水系(浸水防止機 能を有する部分)	S	隔離弁を閉とす るに必要な電気 計装設備	S	機器・配管等の 支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・取水槽 ・屋外配管ダクト (タービン建物 ～放水槽) ・1号炉取水槽北 側壁 ^①	S s	中央制御室天井設 置設備 ^④ ・循環水系配管 ^⑫ ・取水槽オートリク レーン ・1号炉排気筒 ^① ・サイトベンガ建物 ・1号炉原子炉建物 ^① ・1号炉タービン建 物 ^① ・1号炉廃棄物処理 建物 ^① ・防護対策設備 ^⑭ ・1号炉取水槽ピッ ト部及び1号炉取 水槽軸芯ダクト部 底壁 ^⑮ ・伝送船渠構台 ^⑯ ・建物開口部電装防 護対策設備 ^⑰ ・土留め工(親杭) ^⑱ ・その他 ^⑲ ^(注8)

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表1の左端の番号に対応している

設置変更許可

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
Sクラス*	(4m)津波防護機能を有する施設及び浸水防止機能を有する設備 (かつぎ)	・液体廃棄物処理系(浸水防止機能を有する部分) ・ 上野橋取水槽流路 路橋小工①	S								

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表 1 の左端の番号に対応している

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)	
		耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)	検討用 地震動 (注6)
Sクラス (注7)	(K)敷地における津波監視機能を有する設備	S	・津波監視カメラ ・取水槽水位計	S	・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む。)	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建物 ・副制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・排気筒 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物(注8) ・取水槽 ・防波壁	S	・耐火隔壁 ・中央制御室天井照 明 ^③ ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ^④ ・グラント蒸気排ガ スフィルタ ^⑤ ・取水槽ガントリク レーン ・主排気ダクト ・除じん機 ・1号炉排気筒 ^① ・1号炉原子炉建物 ^① ・1号炉タービン建 物 ^① ・1号炉廃棄物処理 建物 ^① ・排気筒モニタ室 ・竜巻防護対策設備 ^③ (注9) ・取水槽海水ポンプ エリア防水壁 ^④ ・その他 ^⑦
		S		S		S		S		S	

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{*1}		補助設備 ^{*2}		直接支持構造物 ^{*3}		間接支持構造物 ^{*4}		波及的影響を考慮すべき施設 ^{*5}	
		耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動	検討用 地震動
Sクラス ^{*1}	(K)敷地における津波監視機能を有する設備	S	・津波監視カメラ ・取水槽水位計	S	・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む。)	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建物 ・副制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・排気筒 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*4} ・防波壁	S	・耐火隔壁 ・中央制御室天井設 置設備 ^③ ・取水槽ガントリク レーン ・主排気ダクト ・除じん機 ・1号炉排気筒 ^① ・1号炉原子炉建物 ^① ・1号炉タービン建 物 ^① ・1号炉廃棄物処理 建物 ^① ・排気筒モニタ室 ・防護対策設備 ^{*4} ^③ ・取水槽防水壁 対策 ^⑥ ・防波壁(西端部) 閉鎖扉面 ^⑩ ・施設階高橋台 ^⑪ ・建物開口部電巻防 護対策設備 ^⑫ ・土留め工(視孔) ^⑬ ・その他 ^{*10} ④、⑤、⑦
		S		S		S		S		S	

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表1の左端の番号に対応している

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)
Bクラス	(i)原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	主蒸気系（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁まで）	B (注10)	—	—	機器・配管等の支持構造物	B (注10) ②	原子炉建物 ・タービン建物 (原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分)	Sd Sd
		逃げがし安全弁排気管	B (注11)	—	—	機器・配管等の支持構造物	B	原子炉建物 ・タービン建物	S _B S _B
Bクラス	(ii)放射性廃棄物を内蔵している施設 (ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に影響が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。）	放射性廃棄物廃棄施設 ただし、Cクラスに属するものは除く	B	—	—	機器・配管等の支持構造物	B	原子炉建物 ・タービン建物 ・廃棄物処理建物 ・サイトバンカ建物 ・当該設備を支持する構造物	S _B S _B S _B S _B S _B
		放射線浄化系	B	—	—	機器・配管等の支持構造物	B	原子炉建物 ・タービン建物	S _B S _B

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
Bクラス	(i)原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	主蒸気系（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁まで）	B*12	—	—	機器・配管等の支持構造物	B*12	原子炉建物 ・タービン建物 (原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分)	Sd Sd
		逃げがし安全弁排気管	B*12	—	—	機器・配管等の支持構造物	B*12 ②	原子炉建物 ・タービン建物	S _S ④ S _B S _B
Bクラス	(ii)放射性廃棄物を内蔵している施設 (ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に影響が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。）	放射線浄化系	B	—	—	機器・配管等の支持構造物	B	原子炉建物 ・タービン建物	S _B S _B
		放射性廃棄物廃棄施設 ただし、Cクラスに属するものは除く	B	—	—	機器・配管等の支持構造物	B	原子炉建物 ・タービン建物 ・廃棄物処理建物 ・サイトバンカ建物 ・当該設備を支持する構造物	S _B S _B S _B S _B S _B

■：今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表1の左端の番号に対応している

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Bクラス	(iii)放射線廃棄物 以外の放射性 物質に関連し た施設で、その 破損により、公 衆及び従事者 に過大な放射 線被ばくを与 える可能性の ある施設	・制御棒駆動水圧系 (放射性流体を内 蔵する部分、ただ し、スクラム機能 に関するものを除 く) ・蒸気タービン、復 水器、給水加熱器 及びその主要配管 ・復水輸送系 ・復水貯蔵タンク ・補助復水貯蔵タン ク ・放射線低減効果の 大きい遮蔽 ・原子炉建物天井ク レーン ・燃料取替機 ・制御棒貯蔵ラック	B	—	—	・機器・配管等の 支持構造物	B	・原子炉建物 ・タービン建物 ・廃棄物処理建物 ・当該設備を支持 する構造物	S _B S _B S _B S _B
	(iv)使用済燃料を 冷却するための 施設	・燃料プール冷却系	B	・原子炉補機冷却 系 ・電気計装設備	B	・機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物	B	・原子炉建物 ・タービン建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・取水槽	S _B S _B S _B S _B

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Bクラス	(iii)放射線廃棄物 以外の放射性物 質に関連した施 設で、その破損に より、公衆及び従 事者に過大な放 射線被ばくを与 える可能性のあ る施設	・制御棒駆動水圧系 (放射性流体を内 蔵する部分、ただ し、スクラム機能 に関するものを除 く) ・蒸気タービン、復 水器、給水加熱器 及びその主要配管 ・復水輸送系 ・復水貯蔵タンク ・補助復水貯蔵タン ク ・放射線低減効果の 大きい遮蔽 ・原子炉建物天井ク レーン ・燃料取替機 ・制御棒貯蔵ラック ・燃料プール冷却系	B	—	—	・機器・配管等の 支持構造物	B	・原子炉建物 ・タービン建物 ・廃棄物処理建物 ・ 復水貯蔵タンク 基礎 ② ・ 補助復水貯蔵タ ンク基礎 ② ・当該設備を支持 する構造物	S _B S _B S _B S _B S _B S _B
	(iv)使用済燃料を 冷却するための 施設	・燃料プール冷却系	B	・原子炉補機冷却 系 ・電気計装設備	B	・機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物	B	・原子炉建物 ・タービン建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・取水槽	S _B S _B S _B S _B S _B

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表1の左端の番号に対応している

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設 (v)放射性物質の 放出を伴うよ うな場合に、そ の外部放散を 抑制するため の施設で、Sク ラスに属さな い施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Bクラス		—	—	—	—	—	—	—	—

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設 (v)放射性物質の 放出を伴うよう な場合に、その外 部放散を抑制す るための施設で、 Sクラスに属さ ない施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Bクラス		—	—	—	—	—	—	—	—

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表1の左端の番号に対応している

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)
Cクラス	(i) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉再循環流量制御系 制御体駆動水圧系(Sクラス及びBクラスに属さない部分) 	C	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	C	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 	S c
	(ii) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	<ul style="list-style-type: none"> 試料採取系 ランドリ・ドレン系 シャワ・ドレン系の固化装置より下流の固体廃棄物の取扱設備(貯蔵設備を含む) 雑固体廃棄物の取扱設備 新燃料貯蔵庫 その他 	C	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	C	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物 制御室建物 タービン建物 廃棄物処理建物 サイトバンカ建物 固体廃棄物貯蔵所 当該設備を支持する構造物 	S c S c S c S c S c S c

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 *6
Cクラス	(i) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉再循環流量制御系 制御体駆動水圧系(Sクラス及びBクラスに属さない部分) 	C	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	C	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 	S c S c S c
	(ii) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	<ul style="list-style-type: none"> 試料採取系 ランドリ・ドレン系 シャワ・ドレン系の固化装置より下流の固体廃棄物の取扱設備(貯蔵設備を含む) 雑固体廃棄物の取扱設備 新燃料貯蔵庫 その他 	C	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	C	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物 制御室建物 タービン建物 廃棄物処理建物 サイトバンカ建物 固体廃棄物貯蔵所 当該設備を支持する構造物 	S c S c S c S c S c S c

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
 ○数字は表1の左端の番号に対応している

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設 (iii)放射線安全に 関係しない施設 等	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)
Cクラス		循環水系 (Sクラスに属さない部分)	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		タービン補機冷却系 (Sクラスに属さない部分)	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		所内ボイラ	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		消火設備	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		開閉所、発電機、変圧器	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		換気空調設備 (Sクラスの換気空調設備以外のもの)	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		窒素ガス制御系 (Sクラスに属さない部分)	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		補給水系	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		タービン建物天井クレーン	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		圧縮空気系	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設 (iii)放射線安全に 関係しない施設 等	主要設備 ^{*1}		補助設備 ^{*2}		直接支持構造物 ^{*3}		間接支持構造物 ^{*4}	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 ^{*6}
Cクラス		循環水系 (Sクラスに属さない部分)	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		タービン補機冷却系 (Sクラスに属さない部分)	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		所内ボイラ	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		消火設備	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		開閉所、発電機、変圧器	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		換気空調設備 (Sクラスの換気空調設備以外のもの)	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		窒素ガス制御系 (Sクラスに属さない部分)	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		補給水系	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		タービン建物天井クレーン	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss
		圧縮空気系	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 当該設備を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表1の左端の番号に対応している

設置変更許可	今回工事計画認可
<p>(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>(注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>(注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>(注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>(注5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの破損等によって上位のクラスに属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>(注6) S s : 基準地震動 S s により定まる地震力。 S d : 弾性設計用地震動 S d により定まる地震力。 S B : Bクラス施設に適用される地震力。 S c : Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>(注7) 圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性から S クラスに準ずる。</p> <p>(注8) 非常用電源の燃料油系を支持する構造物とは、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎、屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)、屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)及び排気筒をいう。㉔</p> <p>(注9) 建物開口部の竜巻防護対策設備は比較的大型の鋼製構造物であり、建物の上部に設置されているため、上位クラス施設は特定しないが、波及的影響を考慮すべき施設とする。㉔</p> <p>(注10) Bクラスではあるが、弾性設計用地震動 S d に対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>(注11) 地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はベント管を通してサブプレッション・チェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動 S s に対し破損しないことを確認する。㉔</p> <p>(注12) Cクラスではあるが、基準地震動 S s に対し機能維持することを確認する。</p>	<p>注記*1 : 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>*2 : 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>*3 : 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>*4 : 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>*5 : 波及的影響を考慮すべき施設とは、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの破損等によって上位のクラスに属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>*6 : S s : 基準地震動 S s により定まる地震力。 S d : 弾性設計用地震動 S d により定まる地震力。 S B : Bクラス施設に適用される地震力。 S c : Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>*7 : 圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性から S クラスに準ずる。</p> <p>*8 : 非常用電源の燃料油系を支持する構造物とは、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽、屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)、屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)、排気筒の基礎及び屋外配管ダクト(タービン建物～放水槽)をいう。㉔</p> <p>*9 : 防護対策設備とは、取水槽海水ポンプエリア防護対策設備、取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備及びディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備をいう。㉔</p> <p>*10: 燃料プール冷却ポンプ室冷却機、原子炉浄化系補助熱交換器、タービン補機海水系配管、給水系配管、タービンヒータドレン系配管、液体廃棄物処理系配管、床ドレン系配管、グランド蒸気排ガスフィルタ、消火系配管、2号機南側切取斜面、2号機西側切取斜面、ディーゼル燃料貯蔵タンク室及び循環水ポンプ溝防止板が含まれる。㉔</p> <p>*11 : タービン補機海水系配管、給水系配管、タービンヒータドレン系配管、液体廃棄物処理系配管、床ドレン系配管、消火系配管、タービン補機冷却系熱交換器、タービン補機海水ストレーナ、2号機南側切取斜面、2号機西側切取斜面、防波壁(東端部)周辺斜面、防波壁(西端部)周辺斜面及びディーゼル燃料貯蔵タンク室が含まれる。㉔</p> <p>*12 : Bクラスではあるが、弾性設計用地震動 S d に対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>*13 : 地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はベント管を通してサブプレッションチェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動 S s に対してドライウェル内の逃がし安全弁排気管が破損しないことを確認する。 また、逃がし安全弁排気管がサブプレッションチェンバ内の気相部で破損した場合、放出された蒸気は十分に凝縮することができないため、サブプレッションチェンバ内の逃がし安全弁排気管を S クラスとして設計する。㉔</p> <p>*14 : Cクラスではあるが、基準地震動 S s に対し機能維持することを確認する。</p>

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表 1 の左端の番号に対応している